

食糧法改正法による「米穀出荷・販売事業者の遵守事項」について

1 経緯

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第27号）が平成21年4月24日に公布され、米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めること（法第7条の2）とされました。

同規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）が、平成21年11月5日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

注1）「米穀」には、当然、ふるい下米なども含まれる。

注2）届出事業者であるか否かにかかわらず、米穀の出荷又は販売の事業を行っていれば、本遵守事項の対象となる。

注3）米穀粉その他の米穀の加工品の製造や販売の事業を行う者は、本遵守事項の対象外である。

ただし、米穀加工品の製造業者や販売業者であっても、米穀の販売を継続反復している実態があれば、本遵守事項の対象となる。

2 用途限定米穀の取扱いに関するルール

(1) 「用途限定米穀」とは、次に掲げる米穀（3の(1)に規定する食用不適米穀を除く。）をいう。

法第5条第1項の生産調整方針に従って、用途を限定して生産され、出荷され、又は出荷後に区分された米穀【省令第1条第1項第1号】

注4）「米穀の生産調整実施要領」（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の1の加工用米及び2の新規需要米を指す。

注5）加工用米、米粉用米など出荷に際して調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、特定された段階で用途限定米穀となる。

飼料用など出荷に際して調製（ふるい）を行わない場合は、収穫された段階でその米穀の全てが用途限定米穀となる。

法第5条第2項第2号に規定する米穀として、その用途を限定するため他の米穀から区分して出荷されたもの及び出荷後に同号に規定する米穀に該当するものとして、その用途を限定するため他の米穀から区分されたもの（政府又は法第8条に規定する米穀安定供給確保支援機構が所有することとなった米穀を除く。）【省令第1条第1項第1号】

注6）「集荷円滑化対策実施要綱」（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）第4の4の（1）のアの出来秋区分出荷米穀及びイの追加区分出荷米穀を指す。

政府が、その用途を限定する旨の条件を付して売り渡し、交付し、貸し付け又は交換した米穀【省令第1条第1項第2号】

注7) 政府が所有するミニマム・アクセス米も用途が限定されて販売される場合には、当然、本号の米穀に該当する。

法第8条に規定する米穀安定供給確保支援機構が、その用途を限定する旨の条件を付して売り渡した米穀【省令第1条第1項第2号】

- (2) 用途限定米穀は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはならない。

ただし、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けて、定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売する場合は、この限りでない。【省令第2条】

注8) 用途の変更は、取引先が急に倒産する等不測の事態が生じた場合を想定したものであり、やむを得ない事情がない限り、承認されることはない。

- (3) 用途限定米穀を保管するときは、以下の措置を講じなければならない。

用途ごとに別棟又は別はいで保管すること

ただし、集荷最盛期において倉庫収容能力に余力がない場合等やむを得ない事情がある場合には、同一はいとすることができる。この場合においては、用途ごとにパレット等で明確に区分しなければならない。【省令第3条第1号】

用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うこと

のただし書きの規定により同一はいで用途の異なる米穀を保管する場合は、用途ごとに異なるはい票箋による掲示を行わなければならない。【省令第3条第2号】

- (4) 用途限定米穀を販売するときは、以下の措置を講じなければならない。

その容器又は包装（フレコンバック等運搬具を含む。）に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途を示す表示を付すこと

販売先の受入施設の都合等やむを得ない事情により、容器又は包装を用いずに販売する場合（純バラ）にあつては、送り状等にその用途を示す特別な表示を付すこと【省令第4条第1項第1号、同条第2項】

注9) 加工用米については加、米粉用米については粉、飼料用米については飼、その他の用途については、それぞれの用途に即して「輸出用」など適切な表示を付すこととする。

定められた用途に確実に使用すると確認できた事業者に対し、直接、又は当該事業者を構成員とする団体を通じて販売すること【省令第4条第1項第2号】

注10) 「団体」とは、用途限定米の需要者の組織する団体で、その構成員である用途限定米の需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体をいう。

当該米穀の販売先との契約により、定められた用途に確実に使用されるよう措置すること【省令第4条第1項第3号】

注11) 具体的には、他用途への転用を行わない旨の誓約書を提出させること、契約書中に他用途転用禁止、違反をした場合の実効性あるペナルティーを定めておくこと、などが必要となる。

- (5) 自ら出荷し、又は販売した用途限定米穀について、定められた用途以外に使用され、又は使用される目的で販売されたことを知ったときは、速やかに関係機関（地方農政局又は都道府県）に対し、その旨連絡すること
ただし、当該事案を関係機関が既に把握していると認められる場合は、この限りでない。【省令第5条】

3 食用不適米穀の取扱いに関するルール

- (1) 「食用不適米穀」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、販売等をしてはならないこととされている米穀をいう。【省令第1条第2項】

注12) 食用不適米穀に該当するかどうかの判断は、一義的には事業者自らが判断すべきものである（具体的には、直ちに保健所等に確認するのではなく、必要に応じて自らの費用負担により登録検査機関に検査を依頼する等、事業者自らの責任で行う）。

- (2) その所有する米穀について、食用不適米穀が生じた場合又は食用不適米穀であることが明らかとなった場合には、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するため、直ちに、以下の措置を講じなければならない。

他の米穀とは区分し、別棟で管理すること。別棟での管理が困難な場合には、他の米穀とは別はいする等、当該米穀が他の米穀と混同したり他の米穀の品質に悪影響を与えないよう、明確な区分措置を講じること【省令第6条第1号】

注13) 既に販売した米穀について、食用不適米穀であることが明らかとなった場合には、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通達）を参考に、各都道府県、指定都市、及び中核都市が営業施設の衛生管理上の措置を定めた条例に則して、回収その他の適切な措置を講じることとなる。

注14) 別はいにより区分する場合、当該はいをロープや仕切り等により周囲と明確に区分したり、カビの発生が見られる場合においては、胞子が拡散しないよう、ビニールで被覆するなど拡散防止措置を講じることが必要となる。

食用不適米穀であることが明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うこと【省令第6条第2号】

- (3) 食用不適米穀の処置は、次のいずれかの方法によらなければならない。
廃棄すること【省令第7条第1号】

関係法令による規制にも留意した上で、食用以外の用途(飼料用、バイオ燃料用等)に確実に使用すると確認できた事業者に対し、直接、譲渡しをすること【省令第7条第2号】

自ら食用に供しない物資の製造の事業を行っている場合において、関係法令による規制にも留意した上で、当該用途に自ら使用すること【省令第7条第3号】
注15) 飼料用に販売し、又は使用する場合には、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続きについて」(平成21年3月18日付け20消安第11157号消費・安全局長通達)に従って販売し、又は使用することが必要となる。

仕入元の責に帰すべき事由により食用不適米穀となった場合において、当該米穀を仕入元に返品すること【省令第7条第4号】

- (4) (3)の場合においては、以下の措置を講じなければならない。
食用不適米穀の保管中は、(2)に準じて管理を行うこと【省令第8条第1号】

譲渡しに際しては、食用への転用を防止するため、次のいずれかの措置を講じること【省令第8条第2号】

飼料工場等の製造ラインに投入したことを確認すること(当該製造ラインの構造上、投入した原料が製造過程で、通常取り出せないようになっている場合に限る。)
【省令第8条第2号ハ】

魚粉と混合すること【省令第8条第2号イ】

食用の米穀と明確に識別できるよう、着色すること【省令第8条第2号ロ】

当該米穀の譲渡先との契約により、食用以外の用途に確実に使用されるよう措置するとともに、譲渡先における使用の状況を適宜確認すること【省令第8条第3号、同条第4号】

注16) 具体的に契約書中に明記する事項は、注11)の事項に加え、譲渡人による随時確認を受入れること、などが必要となる。

注17) 定期的に継続して譲渡する場合には、その譲渡月ごとに確認すること。また、不定期に譲渡する場合は、譲渡ロットごとに確認すること。

注18) 上記のにより原料投入の確認を行った場合は、それをもって、本号における譲渡先の使用状況の確認義務も同時に果たしたと見なすことが可能である。

- (5) (3)の場合においては、以下の措置を講じなければならない。
食用不適米穀の保管中は、(2)に準じて管理を行うこと【省令第9条第1号】

食用不適米穀を用いて行った製造及び当該製品の販売に関する記録を作成し、保存すること【省令第9条第2号】

4 米の出荷・販売に関するコンプライアンス体制の確立等

2の用途限定米穀の取扱いに関するルール及び3の食用不適米穀の取扱いに関するルールに即して、適正な業務運営が確保されるよう、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 米穀の出荷・販売の事業に携わる役員、従業員その他の者により、法、食品衛生法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）等の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理が適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育その他の措置を講じること【省令第10条第1号】

注19) 関係法令の内容についての知識を従業員に修得させたり、法令遵守について従業員の意識の啓発を行うことが必要となる。

- (2) 米トレーサビリティ法に基づいて、適切な記録の作成及び整理・保存を行うとともに、食品衛生上の危害の発生、米穀の横流しその他の問題事案が発生した場合には、権限ある当局の求めに応じて、同法の規定に基づく記録を速やかに提示すること【省令第10条第2号】

注20) 権限ある当局とは、例えば、食品衛生上の危害の発生に関する事案は保健所、産地等の偽装表示に関する事案は消費者庁又は農林水産省（都道府県）、米穀の横流しに関する事案は農林水産省（都道府県）等をいう。

注21) 米トレーサビリティ法に係る規定は、同法の施行と同時に施行する。

5 遵守事項（省令）の施行期日

遵守事項の施行期日については、本制度の周知、準備期間を踏まえ、平成22年4月1日とする。【省令附則第1条】

なお、2の(4)の用途限定米穀の当該用途を示す表示に関しては、本施行期日以前に出荷又は販売された用途限定米穀については、適用しない旨の経過措置を設ける。【省令附則第2条】